

グリーン調達制度を対象とした 技術政策における制度改革に関する事例研究

曾根真理¹・木村恵子¹・並河良治¹

本稿は、技術政策における制度改革において、外部監査機関の設置、基準類の作成、業務外部委託がどのような役割を果たしたかについてケース・スタディを行った結果を報告するものである。ケース・スタディの対象として、平成12年に議員立法により導入された公共工事におけるグリーン購入法の運用を選択した。グリーン調達制度は、導入後7年が経過したが、この間に監査体制の整備、基準の導入、執行体制の整備による透明性、専門性の確保が行われた。効果向上にはパブコメよりは専門家による監査の方が効果的であったこと、外部委託は必ずしも国が行う必要のない事柄でなければ効率化に資さなかったこと、などがケース・スタディの結果であった。また、ケーススタディを行う課程で、制度改革のプロセスについて定性的に記述することはできたが、客観的な指標を用いて分析することの困難さが明らかになった。今後の課題として、客観的な評価指標の開発を行う必要があることが判明した。

キーワード：グリーン購入、技術政策、透明性、専門性

1. 背景

(1) 行政制度改革

行政制度改革の中で、中立的監査機関の設置、基準類の作成、業務の外部委託化などの措置が行われている。制度的改革を行うにあたって、これらの措置が制度全体にどのような影響を及ぼすのかを正確に把握することが望ましい。

通常制度改革は、国内外における類似の改革事例などを参考にして措置の有効性の類推を行っている。類似の改革事例を参考にする場合に問題となるのは、各国の制度毎に経緯が異なっているにもかかわらず実施しようとしている類似措置が果たして同様の効果を生むのかという点である。また、各国の制度改革は何段階もの過程を経て行われるため、その類似の改革事例単独の効果を把握することは困難であることが多い。

(2) 事例研究

制度改革措置の効果を把握することは困難ではあるが、分析しやすい事例を見いだすことができれば、分析を行うことで効果の把握に役立てることができる。と考える。

筆者らはこれまで今回事例研究の対象としたグリー

ン調達制度に関する研究を行ってきた^{1)~4)}。こうした研究を行う中で、グリーン調達制度は制度自体の歴史が浅いこと、短期間で改革が行われたことから事例研究の対象として適していると判断した。

2. 制度改革経緯に関する定性的分析

公共工事におけるグリーン調達制度は、“国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律”（以下、グリーン購入法）を根拠としている。グリーン購入法は議員立法⁵⁾であったことから、法律成立時には政府内で制度実施のための十分な下準備が行われていなかった。また、海外調査の結果、公共工事でグリーン購入を義務づけている国は導入時点では存在せず、参考となる類似制度が外国に存在していなかった（その後、韓国などが追随し、現在は欧州においても導入が検討されつつある）。こうした状況であったため、グリーン購入法成立時点で、公共工事として具体的にどういった対応を行うかは殆ど決定されていなかった。

平成19年度現在においても制度自体は試行段階であるといえるが、導入当初から比較すれば制度面の熟度は高まった。制度開始から現在までに、i)各

¹ 国土交通省 国土技術政策総合研究所 環境研究部道路環境研究室（〒305-0804 茨城県つくば市旭1）dokan@nilim.go.jp

種意志決定に対する監査体制の整備、ii)運用方針、技術評価基準等の作成、iii)技術評価の外部委託化などによる執行体制の整備を行った。これらの制度改革措置は毎年のように行われており、結果として急速に透明性と専門性が高まってきたと考えている。

以下は、経年的にその改革措置を定性的に整理することで、i)中立的監査機関の設置、ii)基準類の作成、iii)業務の外部委託が、制度改革を行う上でどういった役割を果たしたかについて分析を行うものである。

(1)平成 12 年度：グリーン購入法成立

グリーン購入法は平成 12 年 5 月に成立した。グリーン購入法はいわゆる議員立法で、提出したのは細川衆議院環境委員長（当時）であった。政府提出法案の場合、法案提出時点で法律の具体的適用範囲や実施方法などが事前の政府内協議では殆ど決まっていることが通例である。また、法律成立後に実施体制整備のための準備期間を半年程度設定することが通例である。しかし、グリーン購入法の場合には議員立法であったがために、法律制定前にこうした具体的な対応ぶりを政府部内で検討することもなく、体制準備のための期間が設定されることもなかった。

法案提出者の意図としては、コピー用紙や官用車など国が使用する工業製品をグリーン購入法の主たる対象とすることを想定していた。これに対して、グリーン購入法成立後、急遽、国土交通省内で公共工事に対してグリーン購入法を適用するかについて議論が行われた。最終的には国等（国及び指定する独立行政法人）が行う公共工事（国土交通省所管事業のみならず全ての公共事業）については国土交通省がとりまとめる形で平成 13 年度からグリーン調達を行うことになった。執行体制・内容の十分な検討も行われないままの制度開始で、以後も試行錯誤的に取組が進められていく。

平成 12 年度の特定期調達品目指定のための検討は、業界団体などから任意のヒアリングを行った上で候補品目を収集し、その後の手続きは国土交通本省内部で進められた。最終的な特定期調達品目の指定については、パブリック・コメント手続き（以下、パブコメ）を経て、年度末に閣議⁶⁾により決定された。パブコメの内容としては、提案者が自ら提出した品

目の評価結果を問うコメントが殆どであった。また出品目の結果を問う傾向は以降も続く。

平成 12 年度の土木分野の特定期調達品目新規指定は、“高炉セメント”、“フライアッシュセメント”、“再生加熱アスファルト混合物”、“再生骨材等”、“間伐材”、“排出ガス対策建設機械”、“低騒音型建設機械”の 7 品目であった。



図 1 平成 12 年度の状況

●平成 12 年度まとめ

【主要事項】グリーン購入法が成立し、公共工事にも適用することが決まった。

【監査機関】品目指定手続きにパブコメを導入し、閣議決定としたことにより、品目指定の透明性が高まった。

【基準類】グリーン購入法が制定された。

【外部委託】特になし。

(2)平成 13 年度：調達開始

平成 13 年度から、国等において前年度に指定された特定期調達品目の調達を開始した。具体的方法を模索しながらであったため、国土交通省を中心とした国等の現場から意見・質問が数多く国土交通本省に寄せられた。こうした意見・質問に答えるため、平成 13 年度には国土交通省の全国の担当者を集めた会議を 3 回開催した。年度を経るにつれて担当者による会議は数が減り、平成 14 年度 2 回、平成 15 年度 1 回、平成 16 年度以降は開催なしとなる。

公共工事におけるグリーン調達の運用方策について検討依頼するため、国土交通省内に幅広い分野の専門家からなる“公共工事の環境負荷低減施策推進委員会”（当時委員長：九州大学花嶋正孝教授；以下、推進委員会、検討内容は公開）を設置した。平成 13 年度に推進委員会は合計 4 回開催され、“運用方針”（主な内容は以下の通り）が推進委員会の検討を経て決定された。

・品目の提案を民間の開発者等から広く公募する。

公募品目の総合評価結果は提案者に回答することとなった。

- ・提案品目の技術評価については、初年度については本省と内部機関である国総研が共同で実施することにした。次年度以降の技術評価は、可能な限り土木学会に委託することが決定された。
- ・提案品目の提出状況の確認と総合的評価※の結果に基づく特定調達品目指定案の説明が行われた。
- ・13年度は資材についてのみ提案品目の総合評価を行い、工法・目的物については次年度から開始することにした。（機械は提案なし）

※ 総合的評価：この時点では具体的にどのような評価を行うかは明確ではなかった。こうした状況の中で、提案品目に対する技術的知見や政策的判断等による判断結果を総合的評価としていた。

省内に設定されたとはいえ外部学識者からなる推進委員会の検討を経ることで、運用方針の決定過程における透明性が高まった。推進委員会の所属する学識者等の検討を経たことで運用方針に関して専門的見地からの確認も行われた。推進委員会で審議された“運用方針の概要”を公表することで、制度運用の透明性が高まった。特定調達品目指定案の説明を推進委員会に行うことで品目指定の透明性が高まった。品目の提案を公衆（主として開発者を想定）に広めたことで提案に対する透明性と専門性が高まった。総合評価の結果を提案者に通知することで、総合評価の透明性が高まった。技術評価に国総研が参加することで技術評価の専門性が高まった。

平成13年度の土木分野の特定調達品目追加指定は、“高炉スラグ骨材”、“フェロニッケルスラグ骨材”、“透水性コンクリート”、“建設汚泥から発生した処理土”、“下塗用塗料（重防食）”、“鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物”、“鉄鋼スラグ混入路盤材”、“環境配慮型道路照明”、“パーク堆肥”、“下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料”の11品目であった。提案された品目総数は335品目、うち評価対象となった資材は200品目程度（資材とその他の境界が不明瞭であったため、正確な数は把握できず）であった。評価対象外（特定調達品目になり得ないため評価を今後行わないこと）である旨の決定は行われず、特定調達品目となった11品目を除く324品目が次年度以降の継続評価対象品目となった。

200品目もの技術評価を本省、国総研の担当が行ったため事務的負担は膨大なものとなった。

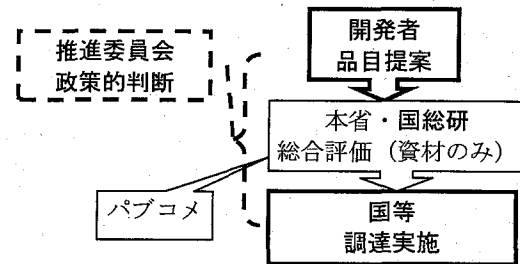


図2 平成13年度の状況

●平成13年度まとめ

【主要事項】推進委員を中心に執行体制等の運用方針が決定された。

【監査機関】推進委員会で全般手続きの監査が行われ、透明性が向上した。

【基準類】運用方針が推進委員会で審議され、専門性が向上した。

【外部委託】提案を広く公募することで、透明性、専門性が向上した。

(3)平成14年度：調達実績公表

平成14年度はグリーン購入法に基づき、前年度の国等による特定調達品目の調達実績の集計結果を初めて公表した。集計作業の初年度であったため、具体的集計作業内容確認のために年2回全国の担当者を集めた担当者会議を行った。これにより、特定調達品目の指定、調達、実績公表というサイクルが初めて一巡した。調達実績の集計結果が環境省を通じて公表されることにより、調達実績についての透明性を高めることができた。

平成13年度は提案品目に対する総合評価は資材のみが対象であったが、平成14年度から工法・目的物に対しても対象となりすべての品目が総合評価の対象となった。また、資材の一部品目についての技術評価のうち環境評価、品質評価等を土木学会に外部委託することを開始した。これにより技術評価についての透明性、専門性が高まると期待された。推進委員会は平成14年度の決定事項の監査を行うことを目的として1回開催された。

平成14年度の土木分野の特定調達品目追加指定は、

“土工用水砕スラグ”、“低揮発性有機溶剤型の路面表示用水性塗料”、“建設汚泥再生処理工法”、“コンクリート塊再生処理工法”、“路上表層再生処理工法”、“路上再生路盤工法”、“伐採剤又は建設発生土を活用した法面緑化工法”、“排水性舗装”、“透水性舗装”の9品目であった。新たに107品目の提案が行われ、合計431品目について技術評価を実施した。この結果、本省、国総研の事務的負担は最大となった。総合評価の結果、特定調達品目が9品目、評価対象外品目が187品目、継続検討品目が235品目となった。

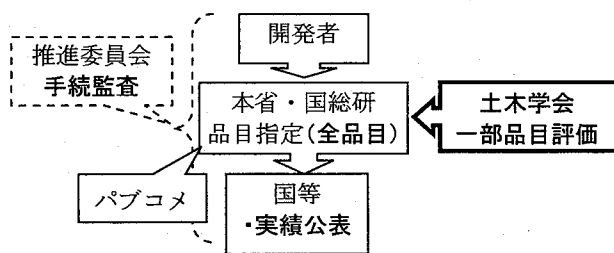


図3 平成14年度の状況

●平成14年度まとめ

- 【主要事項】調達実績を公表したことで制度が一巡した。
- 【監査機関】調達実績を環境大臣経由で公表することで透明性が高まった。
- 【基準類】特になし。
- 【外部委託】技術評価の一部を土木学会へ委託するが特に効果なし。

(4)平成15年度：技術評価を国総研へ

平成15年度は、特定調達品目の総合評価を、従来の本省と国総研が共同で行う形から、政策的判断を本省が行い技術評価を国総研が実施する体制に変更した。技術評価を実施するに伴い、国総研は技術評価体制の最適化に向けた模索を開始した。

大部分の工法・目的物の技術評価について分業化を行い、環境評価等は国総研が行う形に、品質評価業務等を独立行政法人土木研究所へ委託する形にした。この結果、個別技術の開発状況に関して高い専門性を有する土木研究所が技術評価に参加することになり、品質評価等の専門性が高まった。工法・目

的物については環境評価業務を国総研環境研究部が実施し、発注者の視点からの品質評価業務を土木研究所が行ったため、全体として評価が比較的順調に行われた。

平成13年度に引き続き資材の技術評価については提案品目毎に、国総研が直接評価する場合と土木学会へ外部委託する場合とに分担して行った。平成15年度時点では明確な技術評価基準が存在していなかったため、評価業務の委託先であった土木学会は基準なしの技術評価を強いられ、評価者の人選も土木学会に委ねられた。土木学会は、提案品目について詳しいと考えられる学識者及びその学識者の推薦する民間企業出身者を評価者として人選して評価を行った。この結果、土木学会による評価は開発者からの視点により行われ、発注者の視点が欠けたものとなった※。また、環境面の評価も実質的には行われなかった。これらの結果として土木学会による技術評価結果は活用されなかった。こうした状況を受けて平成16年度以降は、技術評価の土木学会委託は行わない方向で対応することが国土交通省内部で決定された。

※ 視点の違い：発注者は構造物の管理者でもあるため品質に対して慎重な判断を行うことが多い傾向にあるのに対して、開発者は技術に対する信頼性が高い傾向にある。特に視点の違いが顕著になるのは、開発者は用途を様々な個別ニーズに対応したものとして捉えがちなのに対して、発注者は汎用的なものとして捉えることが多い点である。例えば品質について、開発者は「〇〇工事のうち××という用途に対して有効であり、限定された条件で品質上問題ない。」と判断するのにに対して、発注者は、「〇〇工事の中でも適用可能なのは××のみであり、汎用的な用途に対しては品質上の課題がある。」という判断をする。環境についても、開発者は環境性能の優れている点を積極的に評価するのにに対して、発注者は環境面での問題点を重視することが多い。例えば同じ品目に対して、「△△いう条件下で環境面で有効であるから有用である。」という判断を行うのにに対して、発注者は「□□という条件下で環境上の懸念があり、一概に有効とは言えない。」という判断になる。

土木学会への委託で明らかになった評価基準の不備に対して、平成17年度を目処に技術評価基準を明確化することが国土交通省内部で決定された。この決定に従って、土木分野及び環境分野の専門家（学識者、国総研、土研、国立環境研究所など）からなる“グリーン購入法の公共工事の技術審査に関わる

運用方針検討委員会”（委員長：東京大学小澤一雅助教授（当時）；以下、基準作成委員会）が国総研内部に設置された。基準作成委員会は 3 回開催された（平成 15 年度）。

推進委員会が 1 回開催され、次年度以降の基準作成委員会の設置承認、次年度以降の技術評価体制（土木学会への委託停止）の決定を行った。担当者会議が 1 回開催され、集計方法の確認、調達ガイドライン作成の必要性の確認が行われた。

平成 15 年度の土木分野の特定調達品目追加指定は、“地盤改良用製鋼スラグ”、“エコセメント”、“フライアッシュを用いた吹き付けコンクリート”、“再生材量を用いた舗装用ブロック（焼成）”、“再生材量を用いた防砂シート（吸出し防止材）”、“低品質土有効利用工法”の 6 品目であった。70 品目程度の新規提案が行われ合計 300 品目程度が技術評価の対象となった。総合評価の結果、特定調達品目 6 品目、評価対象外品目 50 品目を除く 112 品目が継続検討品目となった。平成 15 年度から類似の“個別品目”※をまとめて 1 つの“統合品目”※として評価することが開始された。この結果、評価対象品目数を半数程度に絞ることができ事務的負担削減を行うことができた。個別品目の評価体制が内部で整いつつあったことから品目評価の負担が減ると同時に、評価基準作成委員会を設置したことで、事務的負担の重点が、“個別品目の評価”から“基準作成のための検討”に移った。

※ 個別品目と統合品目：個別品目とは“スーパー〇〇工法™”、“××エコ・ボード™”等のように特定の商品を示し、統合品目はこれらを合わせた“△△を用いた骨材”という一般的な品目を示す。なお、この分類はグリーン調達制度内でのみ使用されているものである。

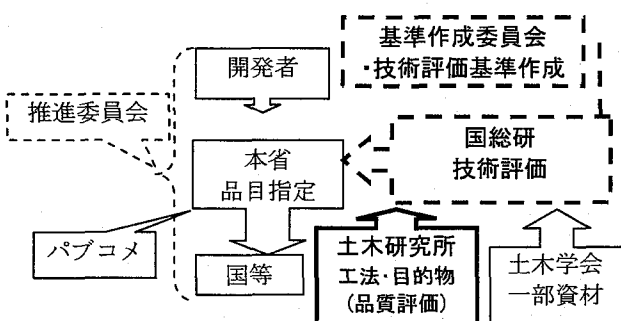


図4 平成15年度の状況

●平成 15 年度まとめ

【主要事項】技術評価の主体が本省から国総研に移った。

【監査機関】特になし。

【基準類】特になし。内部に基準作成委員会を設置し専門的見地から評価基準作成を開始した。

【外部委託】土木研究所に品質面の技術評価を委託することで専門性が向上した。

(5)平成 16 年度：土木学会への委託内容変更

平成 16 年は、基準作成委員会を国総研内部から土木学会に移管すると同時に、前年度の推進委員会の決定に従って個別品目の技術評価に関する土木学会委託を停止した。平成 15 年度については基準作成委員会設置を決定した直後であったため、やむを得ず基準作成委員会を国総研内部に設置した。しかし、技術評価基準を中心となって使用するのは国総研であることから、技術評価基準の作成は国総研以外の機関が行う方が中立性の観点から望ましいと判断し土木学会に基準作成を委託することにした。基準作成委員会は 5 回開催され、技術評価基準に関する中間報告が提出され、中間報告に対するパブコメを国総研が行った。なお、パブコメの内容は提案者から自らの提案に関するものが殆どであった。この結果、品質面、環境面の技術評価に関する専門性、透明性が高まった。推進委員会は 1 回開催され技術評価基準の作成状況等の経過の監査を行った。

品目面の評価については、15 年度に引き続き工法、目的物の品質面の技術評価等を土木研究所へ委託し、環境評面の技術評価等を国総研内部の各担当部局が分担する体制となった。資材については国総研がすべての品目について技術評価を行った。

平成16年度の土木分野の特定調達品目の追加指定を“電気炉酸化スラグ骨材”、“再生材量を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）”の 2 品目とした。前年度から類似の“個別品目”を一つの“統合品目”として審査することを開始した。この結果、提案品目の多くが従来からの“統合品目”に分類され、新たな“統合品目”の提案は13品目に留まった。41の“統合品目”を評価対象外とし、82の“統合品目”が次年度以降の継続検討品目となった。

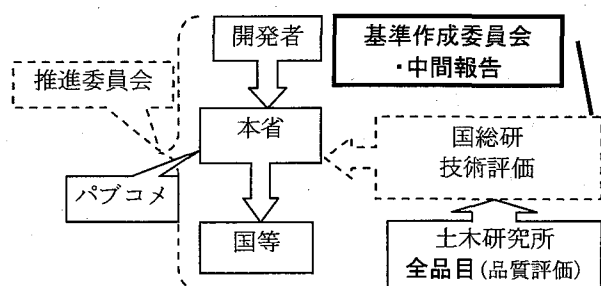


図5 平成16年度の状況

●平成16年度まとめ

【主要事項】技術評価基準作成を土木学会へ委託。

【監査機関】中間報告に対してパブコメを行い透明性が向上した。

【基準類】基準作成委員会が土木学会に移管され中立性が高まった。

【外部委託】土木学会への委託内容を個別品目の技術評価から技術評価基準作成へ変更し、基準作成の専門性を高めた。

(6)平成17年度：技術評価基準完成

平成17年度は基準作成委員会が5回開催され、委員会が修了した。最終報告書⁷⁾の提出にあたっては、国総研が土木学会に代わってパブコメ手続きを行った。なお、パブコメの内容は提案者から自らの提案に関するものが殆どであった。手続きが遅れたため技術評価基準について提案を行う報告書の提出は次年度の6月にずれ込んだが、実質的な検討は平成17年度に行われた。

推進委員会は年2回開催され、前年度に基準作成委員会から提出された中間報告の内容承認と、推進委員会の中に平成18年度以降特定調達品目の検討内容の確認を行う特定調達品目評価ワーキング・グループ（委員長：諏訪東京理科大学奈良松範教授；以下、品目WG、公共工事の分野別の学識者から構成）と、評価基準の詳細化及びグリーン調達の効果算出手法を検討するライフ・サイクル・アセスメント手法開発サブ・ワーキング・グループ（委員長：東洋大学藤田壮教授；以下、LCA・WG、学識者、国総研、国立環境研究所、産業技術総合研究所などの環境分野、特にLCA分野の専門家から構成）を設置す

ることを決定した。

平成17年度の土木分野の特定調達品目の追加指定は、“銅スラグを用いたケーソン中詰め材”、“フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材”の2品目とした。また、特定調達品目のうち“透水性コンクリート”を“再生材量を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）”と“透性舗装”とに分割統合し、形式的ではあるが初めて特定調達品目の指定解除を行った。既特定調達品目である“エコセメント”の判断基準の数値化を行った。平成17年度は22の新規“統合品目”の提案が行われ、51の“統合品目”が評価対象外、51品目の“統合品目”継続検討となった。

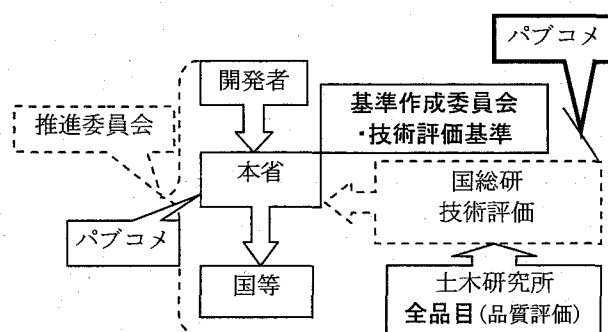


図6 平成17年度の状況

●平成17年度まとめ

【主要事項】技術評価基準完成。

【監査機関】技術評価基準案にパブコメを行った。

【基準類】基準作成委員会からパブコメを経て技術評価基準が提出され、技術評価の透明性、専門性が高まった。

【外部委託】変化なし。

(7)平成18年度

平成18年度は、基準作成委員会の最終報告を受けた新たな技術評価基準⁸⁾を公表した。新たな技術評価基準は、技術評価を環境評価、品質評価、普及評価、経済性評価に分類し、それぞれに評価基準を設定するものである。国総研は、技術評価基準に従うことを条件に、ほぼ全品目の評価を土木研究所及び港湾空港研究所に外部委託した。これにより、高い専門性を有する機関に評価の外部委託化が行われ、

専門性が高まった。

推進委員会が2回開催され、基準作成委員会から6月に提出された新たな評価基準の承認と、LCA・WGを次年度以降土木学会環境システム委員会に移管することが決定された。品目WGが2回開催され、指定解除を含む特定調達品目の選定にあたっての評価内容の監査が行われた。LCA・WGが3回開催され、LCA開発に向けた検討が行われた。評価基準の確定を受けて国等の現場における具体的調達の指針である“調達ガイドライン”の作成作業が国総研、地方整備局協同で行われた。

評価基準は、特定調達品目の指定解除を含む既存の品目の見直し及びにも適用されることになっていた。このため国総研が既存の特定調達品目も含めた全品目について、評価基準との整合性について詳細な確認を行った²⁾。この結果、既存の特定調達品目のうち新たな評価基準に適合しない“再生材量を用いた防砂シート（吸出し防止材）”、“路上表層再生処理工法”の2品目の指定解除を行った。さらに評価基準に従って既特定調達品目の定義見直しも行い、“建設汚泥再生処理工法”の判断基準を仕様規定的なものから性能規定的なものに変更し、“伐採剤又は建設発生土を活用した法面緑化工法”の判断基準の数値化を行った。13の新規“統合品目”の提案が行われ、35の“統合品目”が評価対象外、29の“統合品目”継続検討となった。事務局の検討は品目の評価からLCA開発に重点が置かれるようになった。また、すべての継続検討品目29について評価基準に基づき環境に関して定性的なライフ・サイクル・アセスメント（LCA）が行われ、評価結果は提案者に通知された。従来は実質的に、特定、継続評価、除外のみの通知であったが、具体的な技術的課題を提案者に対して提示することになり、提案に対する透明性が高まった。

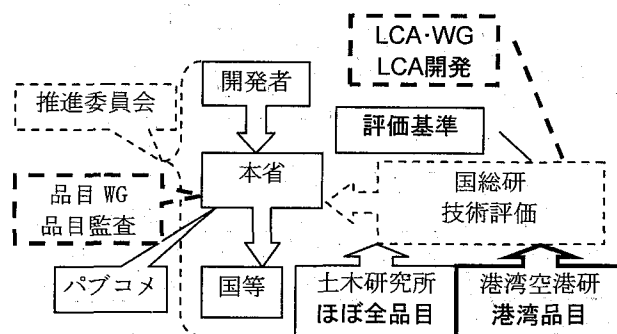


図7 平成18年度の状況

●平成18年度まとめ

【主要事項】次年度以降の方針決定。

【監査機関】品目WGによって特定調達品目選定課程の具体的評価内容の監査が行われた。

【基準類】技術評価基準に基づく評価結果が提案者に提示することにより透明性が向上。LCA・WGによりLCA手法の検討が行われた。従来の特定調達品目のうち新基準に適合しないものについて指定解除を行った。

【外部委託】特定調達品目選定のための品目評価を全面的に外部委託した。港湾空港研究所にも外部委託を開始した。この結果、国総研、土木研究所、港湾空港研による分業体制が確立し、技術評価において専門性が向上した。

(8)平成19年度

平成19年度は、平成18年度に内容検討を行った“調達ガイドライン”を出版する予定である。“調達ガイドライン”は、グリーン調達の現場における取組をまとめるものであり現場における指針となるものである。これにより、入札契約時にグリーン調達の具体的方法が公開されることになる。

平成19年度からLCA・WGを土木学会環境システム委員会に移管することになっている。

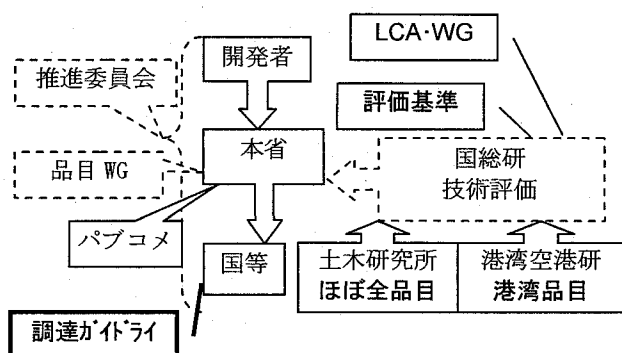


図8 平成19年度の状況

●平成19年度まとめ

【主要事項】調達ガイドラインの公表。

【監査機関】特に変化なし。

【基準類】現場における指針としてグリーン調達ガイドラインが出版され、調達段階の透明性が向上する。

【外部委託】LCA-WGを土木学会に移管する。

(9)平成20年度以降

平成20年にLCA-WGによる検討が終了し、LCA手法を公表する予定である。LCA手法の結果、技術評価に定量評価基準を導入すると共に、グリーン調達の環境への影響評価手法を導入する予定である。

これらにより、技術評価の透明性、専門性が高まると共に調達結果の環境面での貢献度に対する透明性、専門性が高まることが期待される。

【主要事項】LCA手法の公表。

【監査体制】特に変化なし。

【方針・基準】技術評価においてLCA手法を開発・導入することで、技術評価段階で透明性、専門性が向上。

【外部委託】特に変化なし。

3. 客観的評価指標を用いた分析

以上において、制度改革の過程を定性的な分析を加えながら記述することはできたと考える。この定性的な分析をさらに進めて、透明性と専門性について、可能な限り客観的な指標を用いて分析を試みた結果は表1の通りである。

(1) 監査体制

監査体制については、“国民の意見をどれだけ把

握し代弁した意見を述べることができるか”という公開性に関する評価指標と用いて分析を行った。この観点からパブコメを行っている場合を最も高く評価（◎）し、外部に対して意見を求める体制が存在しない場合を最も低く評価（×）した。委員会などが監査を行う場合には、委員会がどこまで国民を代表し得るか、つまり委員会の中立性がどこまで確保されているかが問題であると考え、行政内部に設置された委員会を△、行政の外部組織に設置された外部委員会を○として分析した。

(2) 基準類

基準類の評価については、“基準類がどこまで明文化・公表されているか”という明文化に関する評価指標を用いて分析を行った。明文化されていない場合を最も低く評価（×）し、順次、評価のポイントのみが公表されている場合を△、定性的な基準が公表されている場合を○、定量的な基準まで公表されている場合を◎とした。

(3) 外部委託

外部委託の原則は、必ずしも国で行う必要がない事務について外部に委託することで効率化を図ることである。この観点から、委託を行ったことによって効率化が図られた場合を○、判断が困難である場合を△とした。

(4) 効果

改革の効果については、透明性の確保に資すると考えられるもの、専門性の確保に資すると考えられるもの、中立性の確保に資すると考えられるものをそれぞれ、透明、専門、中立とした。

表1 経緯の分析

年度	全体方針		特定調達品目指定						調達			
			提案		技術評価		品目指定		実施		環境効果	
	改革内容	効果	改革内容	効果	改革内容	効果	改革内容	効果	改革内容	効果	改革内容	効果
H12	基準		-		-		監査◎	透明				
H13	監査△ 基準△	透明 専門	外部◎	専門 透明								
H14					外部△	専門			監査◎	透明		
H15					外部○	専門						
H16					外部○ 監査◎	専門 透明						
H17					基準○	透明 専門						
H18			基準○	透明	外部○	専門	監査△	透明				
H19									基準◎	透明		
H20 ～					基準◎	透明 専門					基準◎	透明

(5) 分析結果

正直なところこの分析は、わかりやすい分析とはなっていない。今後、評価指標の再検討を行う必要があると考える。

4. 考察とまとめ

本稿においては、制度改革の経緯を記述し、定性的な分析を行うに留まった。今後、以下に述べる視点を踏まえながら定量的かつ客観的な評価指標の開発を進める必要があると考える。

(1) 監査体制

グリーン調達制度におけるパブコメの具体的内容は、提案者が自ら提案した品目の評価に関わるコメントが多数を占め、グリーン調達制度のあり方などに関するものは殆ど提出されない傾向がある。この結果からは、パブコメは手続き上の透明性確保には貢献するが、専門性の確保など効率面の改革には殆ど貢献しないと判断できる。

監査体制に関しては、パブコメよりは専門家による監査によるコメントの方が制度全体を踏まえた有用ものであることが多く、専門家による監査の方が有効であると考え。ただし、制度の方向と専門家の専門分野が異なる場合には適切な意見を得ることができなかったことから、適正な専門家の任命も重要な要素である。

(2) 基準類

基準類の作成にあたって、政策誘導型と実績正当化型の大きく二つのタイプの基準があると考えた。政策誘導型は、H13の運用方針、H20のLCA手法などのように、先行した理念に執行体制を近づけるための基準である。実績正当化型は、H17の技術評価基準、H19の調達ガイドラインなどのように、過去の経験・実績の蓄積結果を合理化し整理するための基準があると考え。今後はこうした視点からの分析が必要であると考え。

(3) 外部委託

制度開始当初においては国土交通省内で必要とする知見の蓄積など実施体制が十分に整っていなかったため、土木学会に技術評価の委託を行った。しかし、この土木学会への委託はうまく機能しなかった。

“本来国が行うべきか否か”という観点から評価すれば閣議決定に直接関わる事項であり、委託を行うべきではなかった。例え実施体制が整っていなくとも本来国がすべき事柄は安易に外部化するのではなく、体制を整えることが肝要であると考え。

評価のポイントは、外部委託先の中立性による分類よりは、委託先の専門性評価の方が好ましいと考える。外部委託を行えば即ち体制がよくなるものではないと考える。この場合には、委託先の専門知識の集積度、最新の知見に対する情報収集能力などを評価の対象とすることが望ましいと考える。

(4) まとめ

本稿は、技術政策の制度改革の定性的分析のみならず定量的かつ客観的分析を試みたものであったが、改めて制度改革の分析の難しさを実感するものとなった。

しかし、制度改革の効果を適切に分析する手法を開発することは行政にとって必要なことであり、今後こうした分析を続ける所存である。

【参考文献】

- 1) 曾根真理、木村恵子、並河良治：グリーン購入法の公共工事における業務執行のあり方について、平成 18 年 12 月 5 日、建設マネジメント研究論文集 pp345-354
- 2) SONE Shinri, KIMURA Keiko, NAMIKAWA Yoshiharu: Green Purchase System for Road Projects in Japan, 12th REAAA Conference, Vol. 12, CD-ROM, 2006. 11.
- 3) 木村恵子、並河良治、曾根真理、市村靖光：公共工事における環境負荷低減に資する再生資源の検討、第 13 回地球環境シンポジウム講演論文集, pp. 25-30, 2005. 7
- 4) 曾根真理：公共事業におけるグリーン購入への取り組み、第 2 回つくば環境研究機関連絡会成果発表会発表資料, 2004. 9
- 5) 議案審議経過情報：http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1CE4AE6.htm
- 6) 閣議決定：環境物品等の調達推進に関する基本方針、平成 13 年 2 月閣議決定
- 7) 社団法人 土木学会 グリーン購入法の公共工事の技術審査に関わる運用方針検討委員会（委員長：小澤一雅東京大学教授）：グリーン購入法の公共工事の技術評価にかかわる運用方針についての検討結果報告、平成 18 年 6 月 6 日
- 8) 国土交通省：グリーン購入法の公共工事の技術評価基準（案）、平成 18 年 6 月 19 日、<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/13/130619/03.pdf>

Case-study of Green purchasing system

for analyzing restructuring of technical policy on national level

SONE Shinri, KIMURA Keiko, NAMIKAWA Yoshiharu

This paper shows result of case-study of green purchasing system for analyzing restructuring of technical policy on national level, from view points of external auditing system, and technical standards, outsourcing of tasks. The author has selected green purchasing system of public works as a case-study subject. The system started in FY2000. The government installed external auditing system, and technical standards, outsourcing of tasks to make the system more accountable and specialized, during 7 years. The author realized the hardness of analyzing restructuring of technical policy on national level as a result.